

## 航空無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A-1 無線局の予備免許を受けた者が工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときに総務大臣から受ける処分に関する次の記述のうち、電波法(第11条)の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣から、無線局の免許を拒否される。
- 2 総務大臣から、速やかに工事落成の届出をするように督促される。
- 3 総務大臣から、工事落成の期限の延長の申請をするように命じられる。
- 4 総務大臣から、予備免許が取り消され、再度免許の申請をするように指示される。

A-2 次の記述は、送信設備に使用する電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法(第28条及び第29条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の  A  B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて  C を与えるものであってはならない。

A	B	C
1 周波数の偏差、幅及び安定度	空中線電力の偏差等	他の無線設備の機能に支障
2 周波数の偏差及び幅	空中線電力の偏差等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機能に支障
3 周波数の偏差及び幅	高調波の強度等	他の無線設備の機能に支障
4 周波数の偏差、幅及び安定度	高調波の強度等	電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機能に支障

A-3 航空移動業務の無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法(第52条から第54条まで及び第57条)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局を運用する場合には、遭難通信を行う場合を除き、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。
- 2 無線局を運用する場合には、遭難通信を行う場合を除き、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。
  - (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
  - (2) 通信を行うため必要最小のものであること。
- 3 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 4 無線局は、遭難通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

A-4 次の記述は、航空局等（注）の聴守義務について述べたものである。電波法（第70条の4）及び無線局運用規則（第146条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の  内には、同じ字句が入るものとする。

注 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局をいう。

- ① 航空局等は、その運用義務時間中は、総務省令で定める周波数で聴守しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①による航空局の聴守電波の型式は、 A とし、その周波数は、別に告示する。
- ③ ①による航空地球局の聴守電波の型式は、G1D又はG7Wとし、その周波数は、別に告示する。
- ④ ①による義務航空機局の聴守電波の型式は、 A とし、その周波数は、次の表の左欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 別	周 波 数
航行中の航空機の義務航空機局	(1) <input type="text"/> B (2) 当該航空機が <input type="text"/> C
航空法第96条の2第2項の規定の適用を受ける航空機の義務航空機局	交通情報航空局が指示する周波数

- ⑤ ①による航空機地球局の聴守電波の型式は、G1D、G7D又はG7Wとし、その周波数は、別に告示する。

A	B	C
1 F3E	121.5MHz又は123.1MHz	航行する区域の責任航空局が指示する周波数
2 A3E又はJ3E	121.5MHz	航行する区域の責任航空局が指示する周波数
3 F3E	121.5MHz	適切であると認める周波数
4 A3E又はJ3E	121.5MHz又は123.1MHz	適切であると認める周波数

A-5 次の記述は、義務航空機局の無線設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務航空機局においては、 A その無線設備が  B を確かめなければならない。
- ② 義務航空機局においては、 C 使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A	B	C
1 その航空機の飛行前に	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	2,000時間
2 毎日1回以上	有効通達距離の条件を満たしているかどうか	1,000時間
3 毎日1回以上	完全に動作できる状態にあるかどうか	2,000時間
4 その航空機の飛行前に	完全に動作できる状態にあるかどうか	1,000時間

A-6 次の記述は、無線電話通信における通報の送信等について述べたものである。無線局運用規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線電話通信における通報の送信は、 A 行わなければならない。
- ② 遭難通信、緊急通信又は安全通信に係る①の送信速度は、 B でなければならない。

A	B
1 語辞を区切り、かつ、明瞭 <sup>りょう</sup> に発音して	原則として、1分間について50字を超えないもの
2 できる限り簡潔に、かつ、短時間に	受信者が筆記できる程度のもの
3 できる限り簡潔に、かつ、短時間に	原則として、1分間について50字を超えないもの
4 語辞を区切り、かつ、明瞭 <sup>りょう</sup> に発音して	受信者が筆記できる程度のもの

A-7 航空機の安全運航及び正常運航に関する通信の通報に関する次の事項のうち、無線局運用規則（第150条及び別表第12号）の規定に照らし、航空機の安全運航に関する通信の通報に該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 航空機の予定外の着陸に関する通報
- 2 航空機の移動及び航空交通管制に関する通報
- 3 航空機の運航計画の変更に関する通報
- 4 運航計画の変更に基づく旅客及び乗員の要件の変更に関する通報（当該航空機を運行する者にあてるとのみに限る。）

A-8 遭難信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う遭難通信に関する次の事項のうち、電波法（第52条）の規定に照らし、遭難通信を行う場合に該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合又は陥るおそれがある場合
- 3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防する場合
- 4 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合

A-9 次の記述は、遭難通信の取扱いについて述べたものである。電波法（第66条及び第70条の6）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、 A 、かつ、 B  に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、 C  を直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射
2 他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
3 できる限り速やかにこれに応答し	通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
4 できる限り速やかにこれに応答し	遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射

A-10 次の記述は、航空移動業務の無線局における緊急通報の送信事項について述べたものである。無線局運用規則（第176条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線電話による緊急通報（海上移動業務の無線局にあてるものを除く。）は、緊急信号（なるべく3回）に引き続き、できる限り次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 相手局の呼出符号又は呼出名称（緊急通報のあて先を特定しない場合を除く。）
- (2) 緊急の事態にある航空機の識別又はその航空機の航空機局の
- (3) 緊急の事態の
- (4) 緊急の事態にある航空機の機長のとらうとする措置
- (5) 緊急の事態にある航空機の
- (6) その他必要な事項

A	B	C
1 呼出符号若しくは呼出名称	発生時刻	出発地及び目的地
2 呼出符号若しくは呼出名称	種類	位置、高度及び針路
3 免許人名	発生時刻	位置、高度及び針路
4 免許人名	種類	出発地及び目的地

A-11 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の  の指定を変更し、又は  の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 電波の規整その他公益上	周波数若しくは実効 <sup>ふく</sup> 輻射電力	無線設備の設置場所
2 混信の除去その他特に	周波数若しくは実効 <sup>ふく</sup> 輻射電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
3 電波の規整その他公益上	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
4 混信の除去その他特に	周波数若しくは空中線電力	無線設備の設置場所

A-12 国際通信を行う航空機局及び航空機地球局(注)に備え付けを要する業務書類に関する次の事項のうち、電波法施行規則（第38条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 航空機の安全運航又は正常運航に関する通信を行うものに限る。

- 1 免許状
- 2 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則並びに国際民間航空機関により採択された通信手続
- 3 無線局の免許の申請書の添付書類の写し
- 4 無線従事者選解任届の写し

A-13 無線業務日誌に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 国際通信を行う航空局及び国際航空に従事する航空機の航空機局又は航空機地球局においては、無線業務日誌に記載する時刻は、協定世界時とする。
- 2 航空機局においては、その航空機の航行中正午及び午後8時におけるその航空機の位置を無線業務日誌に記載しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 4 使用を終わった無線業務日誌は、次に行われる電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の日まで保存しなければならない。

A-14 次の記述は、有害な混信について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第45条及び附属書）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① すべての局は、その目的のいかんを問わず、他の構成国、認められた事業体その他正当に許可を得て、かつ、無線通信規則に従って無線通信業務を行う事業体の  A  に有害な混信を生じさせないように設置し及び運用しなければならない。
- ② 各構成国は、認められた事業体その他正当に許可を得て無線通信業務を行う事業体に①を遵守させることを約束する。
- ③ 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の  B  の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくは  C  をいう。

	A	B	C
1	無線通信又は無線業務	無線通信業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信
2	国際電気通信業務	無線通信業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
3	無線通信又は無線業務	安全業務	これを反覆的に中断し若しくは妨害する混信
4	国際電気通信業務	安全業務	これに対する許容し得る混信のレベルを超える混信

B-1 航空移動業務の無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条、第21条及び第24条）、電波法施行規則（第38条）及び無線局免許手続規則（第23条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を廃棄しなければならない。
- イ 免許人は、免許状を汚したために免許状の再交付を申請し、免許状の再交付を受けたときは、遅滞なく旧免許状を廃棄しなければならない。
- ウ 免許状は、無線局に備え付けておかななければならない。
- エ 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- オ 免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。

B-2 航空無線通信士が行うことのできる無線設備の操作（モールス符号による通信操作を除く。）の範囲に関する次の事項のうち、電波法施行令（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 航空地球局及び航空機地球局の無線設備の通信操作
- イ 航空局及び航空機局の無線設備の通信操作
- ウ 航空機局の無線設備の技術操作
- エ 航空局及び航空地球局の無線設備で空中線電力500ワット以下のものの外部の調整部分の技術操作
- オ 航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力500ワット以下のものの外部の調整部分の技術操作

B-3 航空移動業務の無線局の一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線通信においては、暗語を使用してはならない。
- イ 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- ウ 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- エ 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に行わなければならない。
- オ 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

B-4 次の記述は、航空機局の一方送信について述べたものである。無線局運用規則（第162条）の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局は、その受信設備の故障により  と連絡設定ができない場合で一定の  における報告事項の通報があるときは、当該  から指示されている電波を使用して一方送信により当該通報を送信しなければならない。
- ② 無線電話により①による一方送信を行うときは、「」の略語又はこれに相当する他の略語を前置し、当該通報を  しなければならない。この場合においては、当該送信に引き続き、次の通報の  を通知するものとする。

- |           |                  |        |          |
|-----------|------------------|--------|----------|
| 1 責任航空局   | 2 交通情報航空局        | 3 位置   | 4 時刻又は場所 |
| 5 受信設備の故障 | 6 受信設備の故障による一方送信 | 7 1回送信 | 8 反復して送信 |
| 9 送信予定時刻  | 10 送信予定周波数       |        |          |

B-5 次の記述は、航空機の遭難に係る遭難通報に応答した航空局又は航空機局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第171条の3、第172条の2及び第172条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空局は、自局をあて先として送信された遭難通報を受信したときは、直ちにこれに応答しなければならない。
- ② 航空局は、①により遭難通報に応答したときは、直ちに当該遭難通報を  ア  に通報しなければならない。
- ③ 遭難通報を受信し、これに応答した航空局又は航空機局は、 イ  を行い、又は適当と認められる他の航空局に  イ  を依頼しなければならない。
- ④ 航空機の遭難に係る遭難通報に対し応答した航空局は、次の(1)及び(2)に掲げる措置を執らなければならない。
  - (1) 遭難した航空機が海上にある場合には、直ちに最も迅速な方法により、救助上適当と認められる  ウ  に対し、 エ  すること。
  - (2) 当該遭難に係る航空機を  オ  に遭難の状況を通知すること。

- |                |             |                 |          |
|----------------|-------------|-----------------|----------|
| 1 捜索救難の機関      | 2 航空交通管制の機関 | 3 遭難通報の中継の送信    |          |
| 4 当該遭難通信の宰領    | 5 海岸局       | 6 海上保安庁その他の救助機関 |          |
| 7 当該遭難通報の送信を要求 | 8 捜索救助を要請   | 9 所有する者         | 10 運行する者 |

B-6 総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等を検査させることができることに関する次の記述のうち、電波法（第73条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線局のある船舶又は航空機が外国へ出港しようとするとき。
- イ 無線局の免許人が検査の結果について指示を受け相当な措置をしたときに、当該免許人から総務大臣に対し、その旨の報告があったとき。
- ウ 総務大臣が電波法第72条（電波の発射の停止）の規定により、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め臨時に電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出があったとき。
- エ 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた無線局の免許人が、その指定の期限までにその督促に係る電波利用料を納めないとき。
- オ 総務大臣が電波法第71条の5（技術基準適合命令）の規定により、その無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命じたとき。